

## 資料31

### 独立行政法人国際協力機構中期目標（抄）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

#### 3．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### （1）総論

（へ）男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。